

最先端の情報ツールに潜む 危険性と自己責任での利用を ② しっかり認識させよう。

昨今のインターネット事情

インターネットはいまや、われわれの生活に欠かせない情報ツールです。その恩恵は計り知れないものがあり、情報検索、各種データのやりとり、通信販売、ネットバンキングなど、自宅にいながらあらゆるサービスが利用できるようになりました。各大学でもネットサービスに力を入れており、連絡事項の閲覧、レポートの提出、ネット講義など、利便性に富んだ学内サービスを展開している例が数多くあります。

近年は利用者自身が積極的に情報発信を行う、「Web2.0」という新たな潮流が世界的に巻き起こっています。好きな内容を書き込んだり、画像・動画を投稿できる掲示板サイト、簡単に作れる日記風のホームページ「ブログ」、会員制コミュニティサイト「ソーシャルネットワークサービス(SNS)」など、その先進性は高まるばかりです。しかし、サービスの多様化・巨大化が進むほど、凶悪な犯罪や悪意の標的とされたり、知らずも自らが何らかの犯罪をおかしていることも少なくありません。

インターネットのマナー

インターネット利用時には「自己責任」をしっかり意識し、以下の3つの能力のもとに対策・マナーを実行することが重要です。

- ①判断力：ホームページや電子メールに書かれている情報は正しいか、安全か危険か、実行して良いか悪いかを「見分ける力」。自身が不当請求やフィッシング詐欺などにだまされないよう注意するのはもちろん、面白半分で掲示板に犯罪予告をする、ブログに許可なく著名人の写真を掲載するなどの行為を絶対にしないこと。

- ②自制力：迷惑メールや出会い系・アダルトサイトなど、欲望を刺激する情報に安易にアクセスしない「我慢する力」。また、チェーンメールを送りつけられたことに腹を立て、自分もそれに荷担したりしないことも大切。
- ③責任力：自分の言動や行動に「責任を取る力」。他人の誹謗・中傷を掲示板に書き込むなどはもってのほか。また、個人情報の流出やウイルス感染などは被害者になると同時に加害者になる場合も多いので、対策ソフトを用意するなど管理責任意識をきちんともつ。

◆ 個人情報や著作権、違法コピーに気をつけよう

column

個人情報については、2005年の「個人情報保護法」施行にあわせ、個人でも気をつける意識が高まりました。しかし、著作権についての認識はまだまだ甘いようです。著作物にはすべて著作権があり、もちろんインターネット上の情報も例外ではありません。団体か個人か、有料か無料かなどは関係なく、著作者の許可がない場合はすべて著作権侵害になります。音楽・画像データをやりとりできるファイル交換ソフト「Winny」がパソコン情報の流出、著作権侵害などを引き起こしたのは記憶に新しいところです。

もちろん、CDやDVD、テレビ番組、ゲーム、パソコンソフトなどを個人の利用目的以外でコピー・配布した場合も立派な犯罪です。また、著名人の肖像権、引用文献の明示などにも十分に配慮しなければなりません。海賊版の購入も犯罪に荷担することとなりますので、手を出さないようにしたいものです。